(別記1-2)

技術革新波及対策事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

技術革新波及対策事業で実施する取組は次に掲げるとおりとする。

(1)先進的総合生産工程管理体制構築事業

農産物及び畜産物を対象として、生産から加工又は流通まで一貫した工程管理体制の確立及び工程管理の実施に対応できる施設等の整備を行い、モデル的な取組を構築するとともに、GAPの点検項目、取組内容等に関するデータベースを作成し、各地区におけるGAPの取組を支援するため、次の取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア)先進的総合生産工程管理体制構築のための調査・検討
 - a 協議会の開催等の事業推進体制の整備
 - b 調査の実施
 - c 生産工程管理マニュアルの作成
 - d 生産工程管理を導入するための技術の普及
 - e その他この事業の目的を達成するために必要な取組
- (イ) 生産工程管理手法の導入効果の検証
 - a 検討会の開催等の検証体制の整備
 - b 実証調査の実施
 - c 検証レポートの作成(農林水産省は、レポートの内容を事業実施主体の了 承を得た上で公表することができるものとする。)

イ 団体推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ) GAPの取組事例に関する調査・分析
- (ウ) GAP取組支援データベースの作成
- (エ)データベース公開システムの作成
- (オ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

ウ 整備事業

次に掲げる施設等のうち工程管理の実施に必要なものを整備するものとする。

- (ア)共同育苗施設
- (イ)乾燥調整施設
- (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (エ)農産物処理加工施設
- (オ)集出荷貯蔵施設
- (力)産地管理施設
- (キ)用土等供給施設

- (ク)農作物被害防止施設
- (ケ)農業廃棄物処理施設
- (コ)生産技術高度化施設
- (サ)種子種苗生産関連施設
- (シ)有機物処理・利用施設
- (ス)畜産物処理加工施設
- (セ)家畜飼養管理施設
- (ソ) 飼料作物関連施設
- (タ)飼料化施設
- (チ)乳温等管理施設
- (ツ)共同利用機械
- (テ)(ア)から(ツ)までの附帯施設及び機器類の整備

(2)次世代大規模経営品質管理システム実用化事業

地理画像処理技術や位置情報システム(GPS)等を活用し、ほ場ごとの農作物の 生育状況や品質の診断を可能とするシステムを実用化するため、次の取組を行うもの とする。

ア 団体推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)デジタル画像解析による広域品質管理システムの構築
- (ウ)タンパク質含有率に応じた品質区分集荷システムの構築
- (エ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(3) 麦の穂発芽リスク制御モデル産地形成事業

麦の穂発芽の発生リスクを予測する穂発芽発生警報システムや常温除湿乾燥システム等の高水分収穫された生麦を高品質に乾燥・調製する技術を組み合わせることによって、収穫期における麦の穂発芽リスクを制御するモデル産地を育成するため、次の取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)収穫期における産地の天候を予測するための地域気象情報の入手及び生産者 への提供
- (ウ) 穂発芽の発生リスクの指標となる アミラーゼ活性値の分析及びデータベー ス化等による穂発芽発生警報システムの整備
- (エ)収穫物の品質分析や生産に要したコストの分析の実施
- (オ)収穫時の雨害を回避するため、早生品種への転換
- (カ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(4) さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業

さとうきびに係る害虫の個体密度について調査を実施した上で、地域の自然環境等

に応じ、害虫を誘引する成分を含む農薬やフェロモンの利用など害虫の生理的特性を利用した新防除技術を組み合わせて導入することにより、さとうきびの効率的生産を可能とする新たな防除体系を確立するため、次の取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)防除の対象となる害虫の発生状況、さとうきびの被害状況等についての調査
- (ウ) 害虫の生息個体密度に応じた防除技術の実証・試験
- (エ)その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(5)高品質かんきつ等安定生産技術導入事業

土壌の表面を資材で被覆することにより雨水等の影響を避け、土壌中の水分の的確な管理を可能とする周年マルチ点滴かんがい同時施肥法(マルドリ方式)に、土壌中の水分量等を自動計測する小型遠隔監視制御装置(フィールドサーバー)を組み合わせることにより、省力的かつ安定的に高品質の果実を生産するモデル産地を育成するため、次の取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)導入しようとする技術の内容又は消費者や実需者のニーズの把握に必要な調 査
- (ウ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(6)施設園芸脱石油イノベーション推進事業

ガス燃焼により発生する電気、熱及び二酸化炭素を利用するトリジェネレーションシステム、農業用水を利用した小型水力発電等の導入により、施設園芸の生産及び流通における石油消費量の低減を推進するため、次の取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ) 導入するトリジェネレーションシステム(ガス燃焼により電気、熱及び二酸化炭素を供給できるシステムをいう。)及び小型水力発電システム(許可水利権が設定された用水を利用し1000kW以下の発電を行うシステムをいう。)(以下「脱石油型エネルギー供給システム」と総称する。)の選定に必要な調査
- (ウ)脱石油型エネルギー供給システムの実証及び改良
- (エ)その他この事業の目的を達成するために必要な取組

イ 団体推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)施設園芸作物の生産及び流通における石油消費の実態及び石油消費量低減の 取組事例について調査・分析
- (ウ)脱石油型施設園芸システムの導入指針の作成
- (エ)脱石油型施設園芸システムの導入に向けた研修
- (オ) 実証農場の設置及び運営

(カ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

ウ 整備事業

- (ア)脱石油型エネルギー供給施設(園芸用温室(十分な耐候性を有するものとし、パイプハウスは対象外とする。)に対しエネルギー(電気及び熱をいう。以下ウにおいて同じ。)及び二酸化炭素の供給を目的とした施設であって、トリジェネレーションシステム(利用ガス貯蔵施設及び利用ガス調整施設を含む。) 小型水力発電システム(取水施設、導水施設及び除塵施設を含む。) 送エネルギー設備、蓄エネルギー設備及びこれらに附帯する施設をいう。) の整備
- (イ)低コスト耐候性ハウス(50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速)に耐えることができる強度を有するもの 又は50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有し、単位面積当た りの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下で あるものに限る。)の整備
- (ウ)高度環境制御栽培施設の整備
- (エ)施設園芸栽培技術高度化施設の整備
- (オ)加温設備(石油専用のものを除く。)の整備
- (カ)冷房設備の整備
- (キ)ヒートポンプの整備
- (ク)受変エネルギー施設の整備
- (ケ)集出荷貯蔵施設の整備
- (コ)(ア)から(ケ)までの施設の附帯施設の整備
- (サ)農産物の運搬を目的とする電動の自動車又は運搬車(共同利用機械であるものであって、(ア)の脱石油型エネルギー供給施設から供給される電力を利用するものに限り、充電設備を含む。)の整備

(7)野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業

生産者、流通業者及び実需者の連携の下、有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条の有限責任事業組合をいう。)等の体制を活用するとともに、高性能機械のリレー利用、通いコンテナによる一貫輸送等による、野菜の生産及び流通に係るコストの低減を推進するため、次の取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)導入する技術、品種及び生産・流通・加工方法の選定に必要な調査
- (ウ)低コストでの野菜の生産又は流通を実現するシステム(以下「野菜低コスト 供給システム」という。)の実証及び改良
- (エ)その他この事業の目的を達成するために必要な取組
- イ 団体推進事業
- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)加工・業務用野菜の生産・流通の実態及び生産・流通コスト低減の取組事例

について調査及び分析を行うものとする。

- (ウ)野菜低コスト供給システムの導入指針の作成
- (エ)野菜低コスト供給システムの導入に向けた研修
- (オ) 実証農場の設置及び運営
- (カ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(8)地産地消モデルタウン事業

農業、給食、商工、観光等の関係者が一丸となり、地域全体で地産地消に取り組むほか、学校給食や社員食堂等への地場農産物の安定供給、量販店等において地場産物を販売する店舗、コーナー等(以下「インショップ」という。)の展開や地域の直売所のネットワーク化など地域で地産地消の新たなモデルの構築に取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組を推進するとともに、高齢・小規模農家など多様な主体が活躍できる少量多品目の生産・流通体制の確立に向けた先進的な取組を推進するため、次の取組のうち必要な取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)先進事例や消費者・実需者ニーズについての調査
- (ウ)事業実施地区内で生産された農畜産物を活用した加工品、学校給食メニュー の開発
- (エ)(ウ)で開発した加工品の販売試験
- (オ)農畜産物の生産技術や加工技術の普及・研修
- (カ)販売体制の確立に向けた人材育成
- (キ)生産者と消費者との交流会の開催、農作業体験
- (ク) 実証、試験の実施
 - a 効率的な集出荷システムの構築・実証
 - b 新規作物の導入実証
 - c その他この事業の目的を達成するために必要な実証、試験の実施
- (ケ)リース方式によるハウスの導入
- (コ)残留農薬の分析
- (サ)学校給食等向け地場農産物の規格・処理基準の作成
- (シ)インショップにおける機器・設備のリース
- (ス) 地場農産物を核にした加工品等のブランド化等の販売戦略の検討
- (セ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

イ 整備事業

- (ア)農産物処理加工施設
- (イ)畜産物処理加工施設
- (ウ)直売施設
- (エ)生産者と消費者の交流施設
- (オ)集出荷施設(巡回出荷などの高齢・小規模農家が出荷しやすい流通システム の構築に必要なものに限る。)

- (力)産地管理施設
- (キ)地域食材供給施設

(9)高機能たい肥活用エコ農業支援事業

家畜排せつ物を主とするバイオマス資源(以下「家畜排せつ物等」という)を原料とするたい肥、炭化物及び液肥(以下「たい肥等」という。)の肥料成分の調整や成型などの新たな技術を用いて、耕種農家の需要にあった高機能なたい肥等(以下「高機能たい肥等」という。)を生産し、これを耕種地域で使用することによる、エコ農業(高機能たい肥を利用し、化学肥料の使用量を地域の慣行レベル「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成19年3月23日付け19消安第14413号農林水産省総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知」第3に規定する慣行レベルをいう。)からおおむね50%以上減らして耕種作物(飼料作物を除く)を栽培するものをいう。以下同じ。)に取り組むモデル産地を育成するため、次の取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ) 実証ほ場の設置
- (ウ)たい肥の成分分析
- (エ)その他この事業の目的を達成するために必要な取組

イ 整備事業

- (ア)家畜排せつ物等利活用施設の整備
- (イ)(ア)の施設の附帯施設の整備
- (ウ)共同利用機械の整備

(10) 肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業

生産者から肉専用種の繁殖雌牛の飼養管理を受託する肉用牛繁殖ステーションを核 として、繁殖障害牛、耕作放棄地、農産加工副産物等の未利用資源を活用するととも に、高齢者や新規就農者の支援を図りながら、肉用牛の増頭、生産コストの低下等の 生産基盤強化を図る地域畜産新生システムの構築するため、次の取組を行うものとす る。

ア 推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)地域畜産新生システム構築のために必要な調査
- (ウ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

イ 整備事業

- (ア)共同利用畜舎(肉用牛の繁殖及びほ育を行うためのものに限る。)の整備
- (イ)家畜排せつ物の処理・利用施設の整備
- (ウ)放牧地における雑用水施設の整備
- (エ)家畜の人工授精・受精卵移植を行う施設の整備
- (オ)(ア)から(エ)までの施設の附帯施設の整備
- (カ)放牧地・放牧林地の整備

(キ)実証展示用肉専用種繁殖雌牛の整備

(11)カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業

都道府県ごとにカドミウム低減のための植物浄化技術を含む計画を策定し、これらを広く普及することで産地体制を確立することを目的として、次の取組を行うものとする。

ア 推進事業

- (ア)協議会の開催等の事業推進体制の整備
- (イ)行動計画策定のために必要な調査の実施
- (ウ)地域内のカドミウム対策の検討及び行動計画の策定
- (エ)行動計画に基づく植物浄化技術の実証、試験の実施
- (オ) 実証地区周辺での湛水管理
- (カ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(12) 産地提案型

(1)から(11)までに掲げるもののほか、関係者からの提案により、最先端の技術や新たな農業生産システムの導入等全国的・広域的なモデルとなる革新的な取組を推進するものとする。

2 事業の成果目標

要綱第3の1の生産局長等が定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、要綱別表第1-2の事業種類欄の12の取組については、以下の項目に該当する、当該技術革新の取組に適した具体的な成果目標を事業実施主体が設定することとする。

- (1)生産性向上
- (2)品質向上
- (3)需要に応じた生産性の確保
- (4)農畜産業の環境保全
- (5)輸入急増農産物における国産シェアの奪回

3 目標年度

要綱第3の1の生産局長等が別に定める目標年度は、事業実施計画承認初年度の翌々年度とする。

4 事業実施主体

- (1)要綱別表第1-2の事業実施主体の欄の8の生産局長が別に定めるその他農業者の 組織する団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めが ある団体とする。
- (2)要綱別表第1-2の事業実施主体の欄の11の生産局長が別に定める市場関係者とは次に掲げるものとする。

- ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。
- イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会(会則等の定めがあるものに限る。)であって、営利を目的としないもの。
- (3)要綱別表第1-2の事業実施主体の欄の12の有限責任事業組合については、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
 - ア 3 戸以上の生産者、流通業者又は実需者が事業実施主体の構成員となっていること。ただし、生産者又は実需者が流通の機能を担う場合にあっては、流通業者を構成員に含まないことができるものとする。

組合の存続期間が満了する日が、整備事業により整備する施設等の処分制限期間の 満了の日以後となっていること。

- (4)要綱別表第1-2の事業実施主体の欄の13の生産局長が別に定める民間団体とは、 国又は地方公共団体以外の法人とする。
- (5)要綱別表第1-2の事業実施主体の欄の14の生産局長が別に定める協議会は、農業協同組合、地方公共団体等の関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有しているものとする。
- (6)要綱別表第1-2の事業実施主体の欄の15の認可団体となりうる団体は、次のとおりとする。
 - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
 - イ その他事業実施を希望する団体が、地域農業の核となる者で事業目的に資するも の。
 - ウ 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年5月23日法律第38号)に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた事業者(ただし、地産地消モデルタウン事業のうち「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組の推進事業を行うものに限るものとする)。
- (7)地産地消モデルタウン事業のうち地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組の場合の実施主体については、要綱別表第1-2の 事業実施主体の欄の1から15までにかかわらず次のとおりとする。

ただし、いずれの場合においても、地方公共団体を含む地域の関係者が参画して「地産地消モデルタウン構想」を地域で作成していること又は作成することが確実であることとする。

ア 推進事業

「地産地消モデルタウン構想」に位置付けられる取組主体であって要綱別表第1

- 2の事業実施主体の欄の1から15に該当する主体又は地産地消を推進するための生産者、消費者、学校給食関係者、商工業者、観光業者、地方公共団体等地域の幅広い関係者により組織され、次の要件のすべてを満たす協議会
- (ア)代表者の定めがあること。

- (イ)会員に地方公共団体が含まれていること。
- (ウ)本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした当該協議会の運営等に係る規約が定められていること。
- (エ)(ウ)の規約その他の規定に定めることにより、1つの手続につき複数の者が 関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、 その執行体制が整備されていること。
- (オ)協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿った 内容となっていること。

イ 整備事業

アの推進事業を実施する協議会の会員又は「地産地消モデルタウン構想」に位置付けられる取組主体であって、かつ、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、 農事組合法人又は農事組合法人以外の農業生産法人等とする。

5 事業の対象地域

(1)整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、要綱別表第1-2の事業内容欄の3の整備事業の(6)の工の畜産物共同利用施設((工)を除く。)及びオの共同利用機械(家畜ふん尿の処理利用機械に限る。)は、同区域以外を主たる受益地とすることができる。

- (2)整備事業のうち野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合においては、市街化区域 (生産緑地を含む。)内においても実施できるものとし、この場合の事業の内容につい ては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)は、補助対象としないものとする。
 - イ 市街化区域(生産緑地を除く。)で実施できる事業の内容は、耐用年数が10年以内 のものに限ることとする。

6 費用対効果分析

要綱別表第1-2の整備事業の採択要件の欄の(4)の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設・機械等の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

7 不正行為等に対する措置

国は、技術革新波及対策事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、技術革新 波及対策事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合において は、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再 発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

8 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

整備事業の事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知。)に基づき、原則として、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、施設等を利用する農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける 農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

- (1)要綱別表第1-2の事業種類欄の1
- (2)要綱別表第1-2の事業種類欄の2
- (3)要綱別表第1-2の事業種類欄の3
- (4)要綱別表第1-2の事業種類欄の5
- (5)要綱別表第1-2の事業種類欄の6
- (6)要綱別表第1-2の事業種類欄の7
- (7)要綱別表第1-2の事業種類欄の9
- (8)要綱別表第1-2の事業種類欄の10
- (9)要綱別表第1-2の事業種類欄の12の事業内容欄の(6)のア
- (10)要綱別表第1-2の事業種類欄の12の事業内容欄の(6)のイの(イ)のうち飼料 増産又は耕種作物活用型飼料増産に係るもの
- (11)要綱別表第1-2の事業種類欄の12の事業内容欄の(6)のウ
- (12)要綱別表第1-2の事業種類欄の12の事業内容欄の(6)の工のうち畜産生産基盤 育成強化及び飼料増産並びに耕種作物活用型飼料増産に係るもの
- (13)要綱別表第1-2の事業種類欄の12の事業内容欄の(6)のオのうち耕種作物及び 飼料増産並びに耕種作物活用型飼料増産に係るもの
- (14)要綱別表第1-2の事業種類欄の12の事業内容欄の(6)のカ

9 農業共済等の積極的活用

国は、技術革新波及対策事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、 事業実施地区及び事業の受益者に対し、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)に基 づく農業共済(以下「農業共済」という。)への積極的な加入を指導するものとする。

10 園芸用使用済プラスチック等の適正処理

園芸用使用済プラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、技術革新波及対 策事業の事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用につ いて」(平成13年3月23日付け環廃産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

11 周辺景観との調和

本事業により、共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第2 事業の実施期間

1 整備事業を実施する場合、事業の実施期間は単年度で実施するものとする。

第3 事業の実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成内容及び提出手続
- (1)事業実施主体は、別に定める公募要領に従い、要綱第4の事業の実施計画を作成し、原則として事業実施主体が所在する都道府県の地方農政事務所(北海道にあっては北海道農政事務所、当該府県に地方農政事務所が存在しない場合は地方農政局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。)を経由(団体推進事業を除く。以下同じ。)し、地方農政局長等(北海道及び団体推進事業にあっては農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

また、公募要領により選定された補助金等交付候補者については、要綱第4の1の 事業の実施計画の承認を得たものとみなすものとする。

- (2)事業実施主体(団体推進事業を除く。)は、(1)の提出を行う場合、予め関係する 市町村及び都道府県と調整を図ることとする。
- (3)国は、事業実施主体に対し、(3)の調整の結果について、必要に応じ提出を求める ことができるものとする。
- (4)要綱別表第1-2の事業内容欄の1の(7)、3の(6)及び4の(6)のカ(以下「認可事業」という。)及び事業実施主体の欄の認可団体の協議は、別記様式第1号により(1)の事業の実施計画を提出する際に併せて行うものとする。

2 事業計画の承認基準

(1)推進事業及び整備事業

地方農政局長等は、要綱別表第1-2の採択要件の欄に定める採択要件及び別に定める公募要領に従い、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

- ア 取組の内容が技術革新波及対策事業の目標に沿っていること。
- イ 産地提案型事業にあっては、産地の競争力を強化する効果の高い先進的な取組で あって、その成果の広域的な波及が見込まれるものであること。

- ウ 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標達成に直結するものであること。
- エ 利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機 械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- オ 機械及び施設等の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- カ 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する 施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。
- キ 機械及び施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支 の均衡がとれていると認められること。
- ク機械及び施設等別の投資費用及び規模が、必要最小限のものと認められること。
- ケ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持 管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- コ 担い手への集中化・重点化の取組
- (ア)米、麦、大豆、てん菜又はでん粉原料用ばれいしょを対象とする推進事業及び整備事業については、担い手への集中化・重点化に向け、次に掲げるすべての要件を満たした集落ごとのマップ又はリストを作成すること等により、水田・畑作経営所得安定対策の導入に向けた担い手の確保に取組んでいる地域に所在する事業実施主体において実施するものとする。

水田・畑作経営所得安定対策の対象者を確保するため、働きかけの対象者や組織が明らかにされていること。

の働きかけの対象者や組織が、現時点で水田・畑作経営所得安定対策の対象者要件を満たしているか否かが明らかにされていること。

- (イ)本事業を実施するに当たっては、支援の担い手への集約を図るための具体的な 取決めを行うよう努めること。
- サ 農山漁村における女性の参画の促進

本対策において、事業実施主体が、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合は、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定していること、又は事業実施期間中に設定することが確実であると見込まれることとする。

- (ア)事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の 設定その他女性の参画に関する数値目標
- (イ)事業実施主体が農業協同組合連合会である場合は、都道府県内の農業協同組合 における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- シ 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象として、畜産振興に係る整備事業(畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設を除く。)を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について(平成18年3月31日付け17生畜第2867号生産局長通知)」に基づく飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実であると見込まれるものとする。

ス 耕作放棄地対策の推進

本対策の事業実施主体が所在する市町村又は本対策の主たる受益地の市町村は、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」(平成17年9月1日付け17経営第3348号農林水産省経営局長通知)に定めるところにより、当該市町村の基本構想において、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を実施するよう努めるものとする。

セ 配合飼料価格安定制度への加入促進

畜産振興に係る整備事業(畜産物の処理・加工・流通関連施設を整備する場合を除く。)実施する事業実施主体又は事業実施に伴う受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体(以下「畜産経営者」という。)は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱(昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」(以下「基金」という。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあっては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

ソ 農地情報の共有化の促進

担い手への農地の利用集積等農地の有効利用を図る観点から、事業実施主体(市町村、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区に限る。)は、自らが保有する農地に関する情報(耕作者、作付状況、単収、認定農業者か否か等)を地域担い手育成総合支援協議会(担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3の(2)のウに基づく都道府県知事の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下「地域担い手協議会」という。)に、当該市町村内に地域担い手協議会が設置されていない場合は、地域水田農業推進協議会(水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「水田農業構造対策要綱」という。)第4の2の(2)の規定に基づき水田農業構造対策要綱第4の1の(2)の都道府県水田農業推進協議会会長の承認を受けたものをいう。)に提供することにより農地情報図(農地情報共有化支援事業実施要綱(平成20年3月31日付け19経営第7953号農林水産省事務次官依命通知)第3の3の(2)の農地情報図をいう。)の整備の促進に努めるものとする。

(2)団体推進事業

生産局長は、別に定める公募要領に従い、次に掲げるすべての項目を満たす場合に 限り、事業計画の承認を行うものとする。

- ア 取組の内容が技術革新波及対策事業の目標に沿っていること。
- イ 事業実施計画の内容が、安心・安全な食料の安定供給が図られ、国産農畜産物の競 争力の強化に寄与すると認められること。

3 事業の着手・着工

(1)事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30

年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手又は着工(機械の発注を含む。)するものとする。

(2)事業実施主体は、要綱別表第1-2の事業内容の欄(以下「事業内容」という。)の 4に定める事業に着工するときは、別記様式第2号により、速やかに入札結果報告・ 着工届を地方農政事務所を経由し、地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、事業内容の1から6までに定める事業について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、1から5までに定める事業に交付決定前に着手又は6に定める事業に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、又は交付決定前着工届を別記様式第4号により、地方農政事務所を経由し、地方農政局長等に届け出るものとする。

(3)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手又は着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自 らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金等交付要綱(平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知)第4の規定による申請書の備考欄に着手、着工年月日及び交付決定前着手届又は着工届の文書番号を記載するものとする。

(4)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、地方農政 局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほ か、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に 行われるようにするものとする。

4 管理運営

(1)管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した共同利用機械・施設等(以下(2)及び(3)において「施設等」という。)について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2)管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難い場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等に定めのある場合を除き、原則として、本事業の実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

(3)指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長(管理を 委託している場合は管理主体の長。)に対し、適正な管理運営を指導するとともに事業実 施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

5 事業実施主体は、技術革新波及対策事業により整備した共同利用機械・施設等には、 事業名等を表示するものとする。

第4 融資措置

事業の推進に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫資金(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金)及び農業近代化資金の融通を別に定めるところにより受けることができるものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式第5-1号又は第5-2号により翌年度の7月末日までに地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業 の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対 し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は要綱第9の1の定めにより、別記様式第6号に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、団体推進事業の事業実施主体にあっては、別記様式第9号により作成した成果報告書を、事業実施後の翌年度7月末日までに生産局長に提出するものとする。

2 地方農政局等による事業評価

(1)点検評価

ア 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価又は成果報告書(以下「事業評価」という。)の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画、事業実施設計書等との

整合等を確認するものとする。

- イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価 が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導 するものとする。
- ウ 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、すみやかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2)総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、費用対効果分析、担い手育成効果、事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3)評価結果に基づく指導等

- ア 地方農政局長等は、事業計画に掲げた成果目標が達成されていない場合や、施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合(処理加工施設においては、収支率が計画に対し80%未満の状況が3年間継続している場合)等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、別記様式第7号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、さらに2年間目標年度を延長し、再度2の(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業 評価(団体推進事業を除く。)を取りまとめ、目標年度の翌年の10月末日までに生産 局長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会

- (1)生産局長は技術革新波及対策事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成 する事業評価検討委員会を設置し、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業 評価の方法等に反映させるものとする。
- (2)2の(3)のイの報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、 委員会の意見を聴取するものとする。
- (3)事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。
- (4)生産局長は事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

第7 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」(平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、

構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、 食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知)に基づく男女共同参画社会の形成に向けた 施策の着実な推進に配慮するものとする。

第8 事業の実施基準

- 1 推進事業・整備事業共通事項
- (1)事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を技 術革新波及対策事業の補助対象とすることは、認めないものとする。
- (2)事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件 を満たす場合については、3戸未満であっても事業実施主体として認めるものとする。 この場合にあっては、事業実施主体は、別に定める公募要領に従い、事業の実施計 画に別記様式第8号 - 1又は第8号 - 2の事業実施主体要件適合確約書(特定農業法 人用又は農業生産法人用)を添付するものとする。
 - ア 事業の実施計画策定時に、特定農業法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。以下同じ。)第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。)であって、次の要件をすべて満たすものであること。 なお、(ウ)及び(エ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。
 - (ア)本事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。
 - (イ)特定農用地利用規程(基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。)の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (ウ)特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (エ)当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成の ためのプログラムが設定されていること。
 - イ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、(イ)及び(ウ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

- (ア)離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。
- (イ)当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱 高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されているこ と。
- (ウ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成の

ためのプログラムが設定されていること。

- (3)事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。
- (4)農事組合法人(「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。)農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。以下同じ。)及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。
- (5)補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算 定するものとし、機械施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致す るものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

- (6)整備事業の実施にあっては、各取組における方針、計画等が地域において策定されており、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。
- (7)要綱別表第1-2の採択要件欄の(3)の生産局長が別に定める要件及び基準等は、 次に掲げるものとする。
 - ア てん菜及びさとうきびに係る事業にあっては、事業実施地区が指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条に規定する指定地域をいう。以下同じ)の区域内であることとする。
 - イ 繭を事業対象とする場合にあっては、生産局長が別に定める通知により指定された養蚕文化継承地域を受益地に含めることとする。
- (8)国は、取組の進捗状況に応じて、これを全国的に波及させるための手法について検討を図るとともに、現地検討会や成果検討会の開催、成果事例集の作成等技術革新を 波及させるための取組に努めるものとする。
- (9)事業実施地区は、当該取組についての他の農業者等からの視察の申し入れを受け入れるよう努めるものとする(ただし、知的財産権の取得予定がある場合は、この限りではない)。

また、取組内容についての自己のホームページへの掲載、取組に関する広報資料(パンフレット)の作成等当該技術革新を波及させるための取組に努めるものとする。

2 推進事業の実施基準

(1)推進事業

- ア 要綱別表第1-2の採択要件の欄の(3)の生産局長が別に定める要件及び基準等は、次に掲げるものとする。
- (ア)販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、

展示会、交流会等に係る経費は、補助の対象外とする。ただし、輸入急増農産物 (輸入急増野菜(ねぎ、トマト、ピ・マン、たまねぎ、にんにく、なす、にんじ ん、はくさい、ほうれんそう、さといも及びこれらの転換品目をいう。以下同じ。) 及びいぐさ・畳表をいう。以下同じ。)の取組にあっては、この限りではない。

- (イ)事業実施主体は、推進事業の「実証、試験の実施」、「技術の普及」、「啓発活動」 にあっては、必要最小限の施設・機械等を借り上げることができるものとする。
- (ウ)事業実施主体は、推進事業の実施において、地方農政局長等が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。
- (エ)土地利用型作物(種子用のものは除く。)の取組を実施する場合において、事業対象作物の作付地目に水田がある場合には、地域水田農業ビジョン(「水田農業構造改革対策実施要綱」(平成16年4月1日付け15生産第7999農林水産事務次官依命通知)第3の2に基づくものをいう。以下同じ。)が策定されていること。
- (オ)主要農作物種子については、原原種ほ及び原種ほの設置及び管理運営、ほ場及び生産物の審査、地域条件に適した優良な品種を決定するための試験等に要する 経費は補助の対象外とする。
- (カ)畜産生産基盤育成強化の取組にあっては、都道府県酪肉近代化基本計画等に基づく経営支援対象及び内容、各支援機関の連携、支援活動の成果指標と工程表等 を明記したアクションプランを都道府県等が策定し、事業を推進するものとする。
- (キ)飼料増産及び耕種作物活用型飼料増産の取組については、農作物種子に係る経費を、補助対象とできるものとする。
- (ク)要綱別表第1-2の事業種類の欄の9の高機能たい肥活用エコ農業支援事業については、「協議会の開催」を実施すること。
- (ケ)先進的総合生産工程管理体制構築事業を実施する場合にあっては、次の要件を 満たすこととする。
 - a 推進事業及び整備事業を一体的に実施すること。 ただし、整備事業の実施等による効果が当該年度には十分現れない場合にあっては、推進事業の「生産工程管理手法の導入効果の検証」を整備事業を実施した翌年度に実施することができることとする。
 - b 「先進的総合生産工程管理体制構築のための調査・検討」の取組においては、 協議会を開催すること。
 - c 「工程管理手法の導入効果の検証」の取組においては、「検討会の開催等の検証体制の整備」、「実証調査の実施」及び「検証レポートの作成」を実施すること。
 - (コ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の8の地産地消モデルタウン事業のうち推進事業の「農作業体験」は、新たに農業者のほ場を借り上げ、当該ほ場を農作業体験の場として活用する場合のほ場の借り上げ経費、農業者への指導謝金、資材等の経費を補助対象とできるものとする。
 - (サ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の8の地産地消モデルタウン事業のうち、推進事業の「リース方式によるハウスの導入」は、事業実施主体又はその他のリー

ス主体と利用者の間でリース契約を締結し、新たにハウスを導入する場合のリース料及び設置工事費を補助対象とできるものとする。

また、支援対象とするリース料金は、「施設の導入費用(設置工事費を除く。) /耐用年数」以下であること。

(シ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の8の地産地消モデルタウン事業のうち、推進事業の「インショップにおける機器・設備のリース」については、事業実施主体がインショップに商品棚、冷蔵ケース、POSシステムなどの機器・設備を導入する際のリース料及び設置工事費を補助対象とできるものとする。

また、支援対象とするリース料は、「施設の導入費用(設置工事費を除く)/ 耐用年数」以下であること。

支援の対象となるインショップの所在する地域は、事業実施地区の同一都道府 県内又は隣接都府県内(同一都府県内の消費地と比べて、輸送時間又は距離の点 で、より適した消費地が隣接都府県内にある場合に限る)とする。

- (ス)要綱別表第1-2の事業種類の欄の11のカドミウム吸収抑制対策技術普及推進 事業については、次の要件を満たすこととする。
 - a 植物浄化技術の実証に供したほ場については、食用への横流れ防止の観点から、水稲の青刈りを実施すること。
 - b 飼料、肥料への横流れ防止のための措置を講ずること。
- (セ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の11のカドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業のうち、推進事業の「実証地区周辺での湛水管理」については、以下の項目のデータ取得経費を補助対象とできるものとする。
 - a 0.1N塩酸抽出土壌中カドミウム濃度
 - b 酸化還元電位
 - c 減水深(掛増用水量)
 - d 落水時期とカドミウム吸収量の関係
 - e その他土壌理化学性(Mehlich3抽出土壌中カドミウム濃度、土壌pH、全炭素、 りん酸吸収係数)については、次の要件を満たすこととする。
 - (a)植物浄化技術の実証に供したほ場については、食用への横流れ防止の観点から、水稲の青刈りを実施すること。
 - (b)飼料、肥料への横流れ防止のための措置を講ずること。
 - (ソ)補助対象経費は、別表3に掲げる本事業に直接要する経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、別表3の費目により整理するとともに特別会計等の区分経理を行うこと。

イ 協議会の開催

推進事業の「協議会の開催」は、都道府県、市町村、農業協同組合、消費者、実需者、流通業者、地域内のリーダー的立場にある農業者等で構成された協議会及び検討会等を実施することができるものとする。なお、先進的総合生産工程管理体制構築事業に係る協議会には、地域内のリーダー的立場にある農業者及び実需者又は流通業者を含むこととする。

ウ 行動計画の作成

推進事業の「行動計画の策定」は、行動計画、生産振興目標、研修プログラム等の策定を実施することができるものとする。

エ 調査の実施

推進事業の「調査の実施」は、農畜産物の生産状況及び消費動向調査、生産・経営技術指導等に係る調査・分析及び診断、生産資材等の実態調査、農畜産物・土壌・水質の調査・分析を実施することができるものとする。

- (ア)調査の実施に当たり現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。
- (イ)調査対象が海外に及ぶ現地調査については、補助の対象外とする。ただし、輸入急増農産物の取組にあっては、この限りではない。
- (ウ)先進的総合生産工程管理体制構築事業の生産工程管理手法の導入効果の検証の うち「実証調査の実施」は、生産工程管理手法の導入による実需又は流通の評価 に係る調査、生産・経営に係る効果等の調査・分析及び農畜産物又はこれら加工 品の品質分析の全てを行うものとする。

オ実証、試験の実施

推進事業の「実証、試験の実施」は、新技術の実証、新品種の導入等の実証、試験を実施することができるものとする。

(ア)実証、試験の実施に係る作業の実施経費、営農技術等の記帳手当、機械・機器の一時借り上げ料金、資材(事業実施地区において一般に生産に摘要されている肥料等は除く。)の購入費、機器等の試作経費、ほ場借り上げ料、土壌診断、管理記録に要する費用は、経費に含むことができるものとする。

なお、要綱別表第1-2の事業種類の欄の11のカドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業にあっては、土壌分析、農産物分析も経費に含むことができるものとする。

- (イ)実証、試験として加工品の開発及び改良を行う場合、新製品又は改良製品の包装容器及び包装デザインの開発及び改良については、補助の対象外とする。ただし、要綱別表第1-2の事業種類の欄の8の地産地消モデルタウン事業及び輸入急増農産物の取組にあっては、この限りではない。
- (ウ)実証、試験に係る廃棄物処理経費は補助の対象外とする。ただし、要綱別表第 1 - 2 の事業種類の欄の11のカドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業及び輸入 急増農産物の取組にあっては、この限りではない。
- (エ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の8の地産地消モデルタウン事業のうち、推進事業の「効率的な集出荷システムの構築・実証」においては、流通販売管理システムの開発、巡回集荷の試行委託料等新たなシステム構築に要する経費を補助対象とするものとする。
- (オ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の地産地消モデルタウン事業のうち、推進事業の「新規作物の導入実証」においては、事業実施地区における新規作物(従来にない作期に栽培する場合及び特産作物の栽培を復活させる場合の当該作物を含む。)について、栽培技術の確立に要する経費を補助対象とするものとする。

カ 技術の普及

推進事業の「技術の普及」は、技術指導、生産基盤の改善、生産・経営技術研修、 生産・経営情報システムの整備、展示ほ等の設置、販売体制の確立に向けた人材育成、相談窓口の設置等により技術の普及を実施することができるものとする。

キ 啓発活動

推進事業の「啓発活動」は、普及啓発、情報提供活動及び情報提供システムの整備等により啓発活動を実施できるものとする。

ク 検討会の開催

推進事業の「検討会の開催」においては、地域内のリーダー的立場にある農業者、 有識者及び実需者又は流通業者等で構成された検討会を実施し、実証調査結果の評価、改善点の抽出等を行うこととする。

ケ 検証レポートの作成

推進事業の「検証レポートの作成」においては、事業の経過及び検討会の結果を とりまとめたものをレポートとして作成するものとする。

- コ 団体推進事業の「協議会の開催」は、以下のとおりとする。
- (ア)要綱別表第1-2の事業種類の欄の1の先進的総合生産工程管理体制構築事業 においては、GAP取組支援データベースの構築について検討するものとする。
- (イ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の2の次世代大規模経営品質管理システム実用化事業にあっては、都道府県、市町村、農業協同組合、消費者、実需者、流通業者、地域内のリーダー的立場にある農業者等で構成された協議会及び検討会等を実施することができるものとする。
- (ウ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の6の施設園芸脱石油イノベーション推進事業にあっては、有識者、都道府県、市町村、農業協同組合、消費者、流通業者、農業者等で構成された協議会及び検討会等を実施できるものとする。
- (エ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の7の野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業にあっては、有識者、都道府県、市町村、農業協同組合、実需者、流通業者、農業者等で構成された協議会及び検討会等を実施できるものとする。
- サ 団体推進事業の「行動計画の作成」は、以下のとおりとする。
- (ア)要綱別表第1-2の事業種類の欄の2の次世代大規模経営品質管理システム実用化事業にあっては、行動計画、生産振興目標、研修プログラム等の策定を実施することができるものとする。
- (イ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の6の施設園芸脱石油イノベーション推進事業にあっては、行動計画、研修プログラム等の策定を実施することができるものとする。
- (ウ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の7の野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業にあっては、行動計画、研修プログラム等の策定を実施することができるものとする。
- シ 団体推進事業の「調査の実施」は、以下のとおりとする。
- (ア)要綱別表第1-2の事業種類の欄の2の次世代大規模経営品質管理システム実

用化事業にあっては、 農畜産物の生産状況及び消費動向調査、生産・経営技術指導等に係る調査・分析及び診断、生産資材等の実態調査、農畜産物・土壌・水質の調査・分析等を実施することができるものとする。

- (イ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の6の施設園芸脱石油イノベーション推進事業にあっては、施設園芸作物の生産及び流通における石油消費の実態及び石油消費量低減の取組事例に係わる調査等を実施することができるものとする。
- (ウ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の7の野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業にあっては、加工・業務用野菜の生産・流通の実態及び生産・流通コスト低減の取組事例についての調査及び分析等を実施することができるものとする。
- ス 団体推進事業の「技術の普及」は、以下のとおりとする。
- (ア)要綱別表第1-2の事業種類の欄の2の次世代大規模経営品質管理システム実用化事業にあっては、技術指導、生産基盤の改善、生産・経営技術研修、生産・経営情報システムの整備、原種ほ等の設置、販売体制の確立に向けた人材育成、相談窓口の設置等により技術の普及を実施することができるものとする。
- (イ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の6の施設園芸脱石油イノベーション推進事業にあっては、脱石油型園芸システムに係わる導入指針の作成、研修、実証農場の設置及び運営等を実施することができるものとする。
- (ウ)要綱別表第1-2の事業種類の欄の7の野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業にあっては、低コスト供給システムに係る導入指針の作成、研修、実証農場の設置及び運営等を実施することができるものとする。
- セ 団体推進事業の「その他必要な取組」は、上記コからスまでのほか、当該事業の 目標に沿った取組を実施できるものとする。
- ソ 要綱別表第1-2の事業種類の欄の1の先進的総合生産工程管理体制構築業にあっては、「事業推進体制の整備」、「GAP取組事例に関する調査・分析」、「GAPデータベースの作成」、「データベース公開システムの作成」のすべてを実施するものとする。

なお、作成したデータベースは一般公開するものとする。

3 整備事業の実施基準

(1)共同利用機械・施設整備の一般基準は以下のとおりとする。

ア 補助対象

補助対象とする共同利用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)の定めるところによるものとする。

イ 補助の対象とする共同利用機械・施設は、新品、新築又は新設によるものとし、

耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該 事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合 体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとす る。

なお、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用 管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日 閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- ウ 共同利用機械・施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地 の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用機械・ 施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新をいう。) 及び共同利用施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。
- エ 共同利用機械・施設の能力及び規模は、産地の栽培面積、飼養頭数、生産数量、 出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、ア ンケート調査等により、農業者の共同利用機械・施設の利用に関する意向を把握し、 個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすること により適切な能力・規模の決定を行うものとする。

また、コスト低減を積極的に推進し、複数の作物に利用が可能な共同利用機械については、清掃の励行等により、利用が可能な複数の作物への活用を推進するものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用機械 ・施設の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に 資するよう配慮するものとする。

- オ 共同利用機械・施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、認 定農業者(基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)又はこれ を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよ う次に掲げる事項に留意するものとする。
- (ア)認定農業者又はこれを目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うととも に、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、 又は運営の主体となるよう努めるものとする。
- (イ)必要に応じ、共同利用機械・施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組み合わせ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- カ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、 補助の対象としないものとする。
- キ 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。
- (2)水田における麦及び大豆の生産及び流通の合理化等のための共同利用機械・施設の 整備及び小規模土地基盤整備については、水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年

4月1日付け15生産第7999号事務次官依命通知)に基づき、原則として、地域水田農業ビジョンの実現に積極的に取り組む市町村において、重点的に実施するものとする。

- (3)事業実施主体以外の者に貸付ることを目的として共同利用機械・施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付の方法、貸付の対象となる者等については、地方農政局長等と協議するもの とし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - イ 事業実施主体は、原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社及び土 地改良区に限るものとする。
 - ウ 当該機械及び施設の受益戸数は、原則として、3戸以上とする。
 - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費・補助金)/当該機械又は施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。
 - オ 貸借契約は、文書によって行うこととする。
 - なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係に ある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (4)土地利用型作物(種子用を除く。)について、受益地区内に水田がある場合は、以下のア又はイを満たすこと。

なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区においてア又はイを満たしていること。

- ア 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が 1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。
- イ 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
- (5) 麦又は大豆に係る取組については、「麦・大豆産地改革の推進について」(平成17年5月31日付け17生産第1222号生産局長通知)に基づき産地強化計画を策定した産地 又は策定することが確実と見込まれる産地において実施するものとする。
- (6)果樹の取組については、原則として「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3 月25日付け16生産第8112号生産局長通知)に基づき果樹産地構造改革計画(以下「産 地計画」という。)を策定した地域において実施するものとする(受益地区となる産 地の特定が困難な場合等産地計画の策定になじまない場合を除く。)。

その他、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれることとする。

(7)野菜の取組については、「野菜の産地強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知)に基づき産地強化計画を策定し、都道府県知事に認定を受けた又は受けることが確実と見込まれる地域において実施するものとする。

また、野菜については、生産技術高度化施設を整備する場合にあっては園芸施設共済への加入が確実と見込まれることとする。

- (8)海外への販路拡大に向けた整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要件とする。
- (9)飼料の増産に向けた事業を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に 係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内 であることとする。
- (10) 高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設の整備を実施する場合にあっては、輸出先国の衛生条件等に合致するものであることとする。

4 耕種作物小規模土地基盤整備

整備事業の耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)については、次のとおりとする。

(1)一般基準

- ア 小規模土地基盤整備を実施する場合は、市町村又は事業実施地区全体の土地基盤 整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調 整を十分に行うものとする。
- イ 小規模土地基盤整備の受益面積は、原則として5ヘクタール未満とする。
- ウ 小規模土地基盤整備については、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため 適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。
- エ 小規模土地基盤整備に係る用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」(昭和38年3月23日付け38農地第251号(設)農林省農地局長通知)を準用するものとする。
- オ 水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式(水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施行をいう。以下同じ。)により行うものとする。
- カ 果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成19年8月1日付け19第101号農林水産省大臣官房長通知)別表1の(1)の基盤整備において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあっては、イに定める事業規模以上についても実施できるものとする。
- キ 環境保全の取組を対象として、ほ場整備、農道整備、暗きょ施工、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る「地力増進法」 (昭和59年法律34号)第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあるものとする。

(2) 園地改良

茶の場合にあっては、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存 園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。

(3)農道整備

全幅員が、支線道路にあっては、おおむね3メートル以上、耕作道にあっては、おおむね2メートル以上のものとする。

なお、小規模土地基盤整備に係る事業内容のうち、かんきつ産地の農道整備については、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知)に準ずるものとする。

(4)優良品種系統等への改植・高接

- ア 茶の場合にあっては、品種構成の適正化を図ることを基本とし、当該産地の品種 構成を十分に検討の上、次に掲げる(ア)から(ウ)までに定めるところにより実 施するものとする。
- (ア)実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合(総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。) 病害虫の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他特に必要が認められる場合に限るものとする。
- (イ)交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種及び都道府県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、品種の転換の伴わない改植については、原則として交付対象外とする。
- (ウ) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。
- イ 桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合(総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。) 病害虫の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。
- ウ 果樹の場合にあっては、改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の 品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法 がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる(ア)から(オ)までに定める ところにより実施するものとする。
- (ア)改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良又は農道整備との一体的な実施(総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。)について、特に留意するものとする。
- (イ)補助対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針(平成17年3月30日公表)」及びその関連通知並びに都道府県が定める計画又は産地計画に即したものとする。
 - なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。
- (ウ)優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は補助対象としないものとする。ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅に生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあってはこの限りではない。
- (エ) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを補助対象とする ものとする。
- (オ)補助対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者に よって共同で行われるものに限るものとする。

(カ)事業実施主体は、改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、 継続的に指導を実施するものとする。

(5)土壌土層改良

浅層排水、心土破砕、石れき除去、客土、心土肥培等をいうものとする。なお、水稲のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。

- 5 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 整備事業の飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備については、次のとおりとする。
- (1)飼料作物作付条件整備については、次のものが行えるものとする。
 - ア 耕作道整備
 - イ 雑用水施設整備
 - ウ 飼料生産ほ場整備
 - エ 牧草地及び飼料畑等造成整備(ただし、牧草地の整備については、当該牧草地が 造成は種後5年以上経過しているものを対象とする。)
 - 才 排水施設等整備
 - 力 隔障物整備
- (2)家畜放牧等条件整備については、次のものが行えるものとする。
 - ア 耕作・放牧道整備
 - イ 雑用水施設整備
 - ウ 隔障物整備
 - エ 放牧地・放牧林地の整備
 - オ 放牧拡大整備(集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等)
 - カ 野草地整備(野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備)
 - キ 公共牧場運営基盤整備事業(公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業 務分担等による再編整備を推進するためのもの)
 - (ア)耕作・放牧道整備
 - (イ)雑用水施設整備
 - (ウ)隔障物整備
 - (工)放牧地・放牧林地の整備
 - (オ)放牧拡大整備(集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な 利用条件整備等)
 - (カ)野草地整備(野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び 牧草導入等による整備)

- (3) 水田飼料作物作付条件整備については、次のものが行えるものとする。
 - ア 排水対策
 - イ 土壌改良・診断
 - ウ ほ場区画拡大
 - エ 高収量草種・品種の導入
 - 才 障害物除去

6 耕種作物共同利用施設整備

整備事業の耕種作物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

(1)一般基準

- ア 温室については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」(昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知)によるものとする。
- イ 野菜を対象として市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲 げるすべての要件を満たすこと。
- (ア)事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。
- (イ)事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。
- ウ 次に掲げるものは、補助の対象としないものとする。
- (ア)フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)
- (イ)パレット
- (ウ)コンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。) ただし、要綱別表第1-2の事業種類欄の7の取組及び輸入急増野菜の取組に おけるプラスチック製通い容器については、この限りではない。
- (エ)可搬式コンベヤ(当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。)
- (オ)作業台(土壌分析用等に用いる実験台を除く。)
- (力)育芽箱
- (キ)運搬台車
- (ク)可搬式計量器(電子天秤を除く。)
- (ケ)ざ桑機
- (コ)自動毛羽巣取機

(2)個別事項

- ア 共同育苗施設
- (ア)共同育苗施設については、育苗等に必要な以下の施設とする。
 - a 床土及び種もみ処理施設
 - b 播種プラント
 - c 出芽施設
 - d 接ぎ木装置
 - e 幼苗活着促進装置
 - f 緑化及び硬化温室
 - g 稚蚕共同飼育施設
 - h 特定蚕品種供給施設
 - i aからhまでの附帯施設

(イ)(ア)のgの「稚蚕共同飼育施設」については、清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。

イ 乾燥調製施設

- (ア)乾燥調製施設とは、土地利用型作物、雑豆・落花生及び主要農作物種子、地域 特産物等に係る次の施設とする。
 - a 荷受施設
 - b 乾燥施設
 - c 調製施設
 - d 出荷施設
 - e 集排じん設備
 - f 処理加工施設(精米施設、もみがら処理加工施設を含む。)
 - g aからfまでの附帯施設

なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設

(ア)穀類乾燥調製貯蔵施設とは、土地利用型作物、雑豆・落花生及び主要農作物種子に係る次の施設とする。

なお、その整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)等によるものとする。

- a 荷受施設
- b 一時貯留施設
- c 乾燥施設
- d 調製施設
- e 貯蔵施設
- f 均質化施設
- g 出荷施設
- h 集排じん設備
- i 処理加工施設(もみがら処理加工施設を含む。)
- j aからiまでの附帯施設

なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン(通気貯留ビンを含む。)を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

工 農産物処理加工施設

- (ア)農産物処理加工施設については、農作物の処理加工に必要な以下の施設とする。 なお、建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メート ル以上とする。
 - a 加工施設
 - b 荷受及び貯蔵施設

- c 乾燥及び選別・調製施設
- d 精選及び貯留施設
- e 搬送施設
- f 計量施設
- g 出荷及び包装施設
- h 残さ等処理施設
- i aからhまでの附帯施設

なお、bからhまでの施設については、aと一体的に整備するものとする。ただし、輸入急増野菜の取組にあっては、この限りではない。

(イ)農産物処理加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内の当該 作物を処理加工するものとする。

なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を 図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利 用等を図るため、品質及び規格の統一並びに計画的な出荷の促進の観点から、特 に必要な場合は、事業実施地区の周辺地域において生産された生産物を事業対象 に含めることができるものとする。

- (ウ)(ア)のaの「加工施設」とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機、仕上茶加工機、搾汁機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機(地域特産物)、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいうものとする。
- (エ)(ア)のiの「附帯施設」については、処理加工品の現地における試験的販売を 目的としている場合に限り直販施設を整備できることとし、農産物自動販売機も 整備できるものとする。

なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介及び料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。

オ 集出荷貯蔵施設については、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な以下の施設とする。 (ア)集出荷貯蔵施設については、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な以下の施設とする。

なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

- a 集出荷施設
- b 予冷施設
- c 貯蔵施設
- d 選別、調製及び包装施設
- e 品質向上物流合理化施設

- f 穀類広域流通拠点施設
- g 農産物取引斡旋施設
- h 青果物流通拠点施設
- i 残さ等処理施設
- i 通い容器関連施設
- k 直売施設
- 1 aからhまでの附帯施設

なお、bからdまで及びiの施設については、aと一体的に整備するものとする。 ただし、輸入急増野菜の取組にあっては、この限りではない。また、対象作物には、 米及び麦は含まないものとする。

- (イ)集出荷貯蔵施設のうち、市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項により指定された地域とする。以下同じ。)以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
- (ウ)集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、花き又は輸入急増野菜の集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。

なお、保冷車及び冷凍車については、補助対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、補助対象としないものとする。

- (エ)集出荷貯蔵施設については、消費者に直接販売する施設を設置できるものとし、 農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則 として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
- (オ)(ア)のaの「集出荷施設」の整備に当たり、糖度及び酸度等の青果物の内部の 品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減 を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果 により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関 する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るも のとする。
- (カ)(ア)のcの「貯蔵施設」は、品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができるものとする。

また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。

- (キ)(ア)のdの「選別、調製及び包装施設」については、消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。
- (ク)(ア)のeの「品質向上物流合理化施設」とは、米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器(容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。)とする。なお、整備に当

たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設(新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。)との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。

- (ケ)(ア)のfの「穀類広域流通拠点施設」とは、複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる以下の施設とする。
 - a 品質向上物流合理化施設
 - b 集出荷施設及び貯蔵施設(大豆を対象作物とする場合に限る。)
 - c 精米施設

なお、広域的な出荷体制を構築するため、aの「品質向上物流合理化施設」と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、(ア)の1として取り扱い、一体的に整備できるものとする。

- (コ)(ア)のfの「穀類広域流通拠点施設」の整備は、産地間の連携が図られ実需者 ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に 限り行えるものとする。
- (サ)(ア)のfの「穀類広域流通拠点施設」として、精米施設を整備する場合には、 農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定め るすべての要件を満たすものとする。
 - a 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。
 - b 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等と の調整が図られていること。
 - c 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。
 - d 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
- (シ)(ア)のgの「農産物取引斡旋施設」とは、茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵の ための施設とし、以下のとおりとする。
 - a この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
- (ス)(ア)のhの「青果物流通拠点施設」とは、青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。

また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

- (セ)集出荷貯蔵施設の整備において、流通経費の低減等に資する通い容器については、要綱別表第1-2の事業種類欄の7の取組及び輸入急増野菜であって、(ア)のaの集出荷施設又は(ア)のjの「通い容器関連施設」(通い容器の洗浄・保管等に必要な施設をいう。)と一体的に整備し、かつ、通い容器の適正な保管を含めた運営体制、台帳等により一元的な管理が確保される場合に限り対象とするものとする。
- (ソ)(ア)のkの「直売施設」は、消費者の動向等に対応して運営上効率的な拠点に 設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この 場合にあっても、当該施設で販売されるものは、原則として、農業振興地域内で 生産されたものが対象となるようにする。

なお、施設の効率的な運営を図る観点から、他の区域分及び他の品目等を含めて対象として整備することができるものとし、「直売施設」の附帯施設として、農産物自動販売機等必要な設備を一体的に整備できるものとする。

力 産地管理施設

- (ア)産地管理施設については、産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、 環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な以下の 施設とする。
 - a 分析診断施設
 - b aの附帯施設
- (イ)(ア)のaの「分析診断施設」では、土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析(食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。) 気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。

なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。

また、品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。

キ 用土等供給施設

- (ア)用土等供給施設については、共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を 行うのに必要な以下の施設とする。
 - a 用土供給施設
 - b 土壌機能増進資材製造施設
 - c a及びbの附帯施設
- (イ)(ア)のaの「用土供給施設」については、共同育苗施設及び耕種農家に良質な 育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
- (ウ)(ア)のbの「土壌機能増進資材製造施設」とは、土壌の物理的性質等の人為的

改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。

- ク 農作物被害防止施設
- (ア) 農作物被害防止施設については、農業生産における被害を軽減するために必要 な以下の施設とする。
 - a 防霜施設
 - b 防風施設
 - c 病害虫防除施設
 - d 土壤浸食防止施設
 - e aからdの附帯施設
- (イ)(ア)のaからdまでの施設整備については、事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上とする。

ただし、中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹及び花きを 事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。

- (ウ)(ア)のaの「防霜施設」及びbの「防風施設」については、受電施設は含まないものとする。
- (エ)(ア)のaの「防霜施設」及びbの「防風施設」については、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査がにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。

また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果又は防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。なお、この場合、防風施設(ネット式鋼管施設を除く。)については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の10倍から15倍までの範囲を基本とする。

また、前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- (a)道路のほか、水路、法面、水田等他作物のほ場1枚により分断されている こと。
- (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防 霜施設又は防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その 計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が 確実に見込まれること。

さらに、防霜・防風効果の発現を高めるため、既存の防霜施設又は防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設

として運用されるよう措置するものとする。

また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地がbの受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。

(オ)(ア)のcの「病害虫防除施設」については、害虫誘引施設(防蛾灯等) 防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。

ケ 農業廃棄物処理施設

- (ア)農業廃棄物処理施設については、農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行 うための以下の施設とする。
 - a 農業廃棄物処理施設
 - b 農薬廃液処理施設
 - c a及びbの附帯施設
- (イ)(ア)のbの「農薬廃液処理施設」は、養液栽培廃液処理施設も含むものとし、 設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとす る。
- コ 生産技術高度化施設
- (ア)生産技術高度化施設については、農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに 必要な以下の施設とする。
 - a 技術実証施設
 - b 省エネルギーモデル温室
 - c 低コスト耐候性ハウス
 - d 高度環境制御栽培施設
 - e 高度技術導入施設
 - f 栽培管理支援施設
 - g 株分施設
 - h aからgまでの附帯施設
- (イ)(ア)のaの「技術実証施設」とは、先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室(自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室)等とする。
- (ウ)(ア)のbの「省エネルギーモデル温室」の設置については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」(昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知)に基づいて行うものする。

また、地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

なお、設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

(エ)(ア)のcの「低コスト耐候性ハウス」については、50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。)に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格のものとする。

なお、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理 棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴 灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装 置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。

当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を行うものとする。

また、事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。

- (オ)(ア)のdの「高度環境制御栽培施設」とは、作物の生育環境を最適に保つため、 光環境までを含み高度に環境制御が可能なシステム本体及びシステムを収容する 施設をいうものとし、次のとおりとするものとする。
 - a 完全人工光方式の施設を整備できるものとし、複合環境制御装置、照明装置、 養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、空調施設、自動かん水施肥 装置及び自動炭酸ガス発生装置を整備するものとする。

空調施設とは、冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を一定に制御可能な 設備とする。

なお、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置及び空調装置は、必ず装備するものとする。

- b 次に掲げるいずれかの新技術を用いた施設とする。
- (a)設置コスト又は施設の運営コストのいずれかが既存施設のおおむね70%以下 とする施設
- (b)レタス、リーフレタス、サラダ菜等の葉茎菜類以外の新たな品目を栽培する 施設
- (c) 閉鎖循環型養液栽培装置等の環境負荷軽減に資する装置が装備された施設
- (d)発電装置等運営経費削減のための装置が装備された施設
- (e)特殊波長の照明装置や高効率な空調装置等の新技術を用いた装置を装備した 施設
- (f) その他新技術を用いた施設
- c 当該施設の整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、

施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売価格、販売先及び採 算性を十分精査し、経営として十分成立し得るものであるかを確認するものとす る。

特に、販売については、安定した販売先との契約等による販売が行われると見込まれ、これに基づく販売計画が策定されていることを確認することとする。

- (カ)(ア)のeの「高度技術導入施設」は、施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水 稲種子処理施設(種子コーティング施設) 水稲自動水管理施設、有益昆虫増殖 貯蔵施設、 京類栽培施設等とする。
 - a 「施設園芸栽培技術高度化施設」は、鉄骨(アルミ骨を含む。)ハウス内に設置するものとし、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。
 - b 「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象果樹の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。
 - c 「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。
- (キ)(ア)のfの「栽培管理支援施設」は、作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、かん水施設及び土壌環境制御施設とする。
 - a 「園地管理軌道施設」の整備について、茶については、茶園複合管理機械と一体的に導入し、かつ、茶園複合管理機械が効率的に稼働できるように団地化しているものとする。
 - b 「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、 花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域 の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量(自家自給分を除く。)を供給できる 水準のものとする。
 - c 「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ 等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー(立ち 上がり部分)は、補助の対象としないものとする。
 - d 「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- (ク)上記の(ア)のa及びcの施設を設置する場合に当たっては、共同利用を確保 するために以下の内容をすべて実施することとする。

なお、aからcまでを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、aについては作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、bについては購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、cについては出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

a 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で 行うこととする。

b 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

c 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

d 所有の明確化

当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

e 管理運営

当該温室が共同で管理運営(利用料金の徴収及び一体的維持管理)されていること。

なお、低コスト耐候性ハウスの設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

サ 種子種苗生産関連施設

- (ア)種子種苗生産関連施設については、優良な農作物種子種苗の生産を支援するの に必要な以下の施設とする。
 - a 種子種苗生産供給施設
 - b 種子種苗処理調製施設
 - c 種子備蓄施設
- (イ)(ア)のaの「種子種苗生産供給施設」は、優良種子種苗の管理、生産及び増殖 を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温 室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。

なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。

- (ウ)(ア)のbの「種子種苗処理調製施設」は、地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
- (エ)(ア)のcの「種子備蓄施設」は、気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質 を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄 種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるもの とする。

シ 有機物処理・利用施設

(ア)有機物処理・利用施設については、たい肥等の製造に必要な次のaからdまで に掲げる施設とする。

- a たい肥等生産施設
- b たい肥流通施設
- c たい肥発酵熱等利用施設
- d aからcまでの附帯施設
- (イ)最適な発酵条件の設定が短期間では困難であること等の理由により、1年間では発酵施設等を適正に配置することが困難である場合には、2年間実施できるものとする。
- (ウ)(ア)のaの「たい肥等生産施設」は、ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源をたい肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。

また、耕種農家、畜産農家、食品産業(製糖業者を含む。)等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源(原料)の調達方法、生産されたたい肥の需要のほか、既存のたい肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。

なお、たい肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、たい肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。

また、農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。

- a 製造されたたい肥は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づく昭和61年 2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定 める等の件)に規定する基準に適合するものとする。
- b 製造されたたい肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号)及び「農用地における土壌中の重金属等 の蓄積防止に係る管理基準」(昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保 全局長通知)(土壌1kgにつき亜鉛120mg以下)に留意し、施用地区において品 質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
- (エ)(ア)のbの「たい肥流通施設」は、たい肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存のたい肥舎等の有効活用若しくはたい肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存のたい肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、たい肥の需要等を十分に考慮するものとする。
- (オ)たい肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に(ア)のaの「たい肥等生産施設」と(ア)のbの「たい肥流通施設」を設置しても差し 支えないものとする。
- (カ)(ア)のcの「たい肥発酵熱等利用施設」は、有機物供給施設より排出される熱、 ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギ ーモデル温室についても整備できるものとする。

ス 地域食材供給施設

地域食材供給施設とは、主として事業実施地区内の農畜産物を使用した料理を提供 する施設をいう。

なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な規模の施設を整備するものとする。

また、原則として、当該施設で取り扱うもののうち、事業実施地区内で生産された 農畜産物及び農畜産物加工品の仕入れ量又は仕入れ額がおおむね2/3以上であること とする。

さらに、原料の仕入れ等に関しては、必要な許認可等の手続を図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質及び規格の統一並びに計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区の周辺地域において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。

7 畜産物共同利用施設整備

整備事業の畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

(1)一般基準

事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水について適切な処理が行われるよう特に留意するものとする。

(2)個別事項

- ア 畜産物処理加工施設
- (ア)畜産物処理加工施設については、次のものが行えるものとする。
 - a 産地食肉センター
 - b 食鳥処理施設
 - c 鶏卵処理施設
- (イ)産地食肉センター
 - a 産地食肉センターの対象施設は、以下の施設とする。
 - (a)けい留施設(生体検査場所を含む)
 - (b)と畜解体・内臓処理施設
 - (c) 懸肉施設
 - (d)冷蔵冷凍施設(保管を目的としない食肉等急冷設備は除く。)
 - (e) 部分肉加工施設
 - (f)輸送施設
 - (g)給排水施設
 - (h)安心安全モデル施設(自主衛生管理施設及び情報管理提供施設)
 - (i) その他の施設・機械
 - (i) 副生物等処理施設
 - (k) 衛生管理施設
 - (1)環境保全施設
 - (m)BSE対応施設
 - b aの(b)の「と畜解体・内臓処理施設」においては、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する 見込みのあるものであること。
 - c aの(d)の「冷蔵冷凍施設」においては、全部又は一部に枝肉の急速冷却能力(牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5 以下に冷却する能力とする。)を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日分以上で枝肉懸吊装置等を備えていること。
 - d aの(k)の「衛生管理施設」においては、次の基準のうち、(a)又は(b) に適合すること。
 - (a)と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)と畜場法施行規則(昭和28年厚生

省令第44号)、「食肉処理業に関する衛生管理について」(平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知)又は「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」(平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。

- (b) 食肉を海外に輸出するため、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために 必要な機械施設であること。
- e aの(1)の「環境保全施設」において汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
- f 産地食肉センターを整備する場合には、次に定めるすべての要件に適合するものであること。
- (a) 当該施設は、原則として都道府県が策定した食肉の流通合理化計画に基づく ものであること。
- (b) 当該施設の整備について、食肉及び家畜の流通合理化対策要綱(平成6年6月23日付け6畜A第1463号農林水産事務次官依命通知。以下「流通合理化要綱」という。)第4の1の食肉センターの施設整備計画の承認を受けていること。
- (c) 当該施設から発生する特定部位(と畜場法施行規則別表第1に掲げるものをいう。)の適切な処理及び畜産副生物の区分管理等牛海綿状脳症に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。
- (d) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に 加工度の高い商品であること。

(ウ)食鳥処理施設

- a 食鳥処理施設の対象施設は、以下の施設とする。
- (a) 生体受入施設
- (b)放血脱羽、中抜き及び冷却施設
- (c) 冷蔵冷凍施設
- (d)食鳥肉加工施設
- (e)輸送施設
- (f)給排水施設
- (g)その他の施設・機械
- (h)副生物等処理施設
- (i)衛生管理施設
- (i) 環境保全施設
- b aの(b)の「放血脱羽、中抜き及び冷却施設」においては、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
- c aの(c)の「冷蔵冷凍施設」においては、冷蔵保存の場合にあっては5 以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20 以下で保存ができる能力を有するこ

と。

- d aの(i)の「衛生管理施設」においては、次の基準のうち、(a)又は(b) に適合すること。
- (a)「食肉処理業に関する衛生管理について」又は「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年政令第52号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。
- (b) 食肉を海外に輸出するため、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために 必要な機械施設であること。
- e aの(j)の「環境保全施設」において汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

(工)鶏卵処理施設

- a 鶏卵処理施設の対象施設は、以下の施設とする。
- (a) 洗卵選別包装・保管施設(先進的総合生産工程管理体制構築事業に限る。)
- (b) 洗卵選別包装室
- (c)冷蔵庫室
- (d)冷凍庫室
- (e)殺菌装置
- (f)洗浄装置
- (g)貯蔵タンク
- (h)洗卵選別機
- (i)検卵装置
- (j) その他の機械器具

イ 家畜市場

- (ア)家畜市場については、次のものが行えるものとする。
 - a 基本施設
 - b 環境対策施設
 - c 衛生対策施設
 - d 機能高度化施設
- (イ)(ア)の施設については次の条件を満たすものとする。
 - a 家畜市場の再編整備を実施する場合の家畜市場の設置場所は、家畜取引法(昭和31年法律第123号)第20条の地域家畜市場再編整備計画又は広域営農団地整備計画若しくは広域営農団地関連施設計画(広域営農団地育成対策要綱(昭和46年6月10日付け46農政第2741号農林事務次官依命通知)第3の1又は第4の1に基づき作成されるものをいう。)を定めている地域であること。また、家畜市場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策の

ための施設整備を行う場合は、流通合理化要綱第4の1の家畜市場の施設整備計画の承認を受けていること。

(ウ)(ア)のbの「環境対策施設」において処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法号第3条第1項の規定に基づいて定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。

ウ 家畜飼養管理施設

- (ア)家畜飼養管理施設については、次のものが行えるものとする。
 - a 共同利用畜舎(肉用牛生産、養豚生産経営及び牛のほ育育成を行うためのもの。 要綱別表第1-2の事業内容の欄の整備事業の(5)のアは、肉用繁殖及びほ育 育成を行うためのものに限る。以下同じ。)
 - b 共同利用フリーストール牛舎
 - c 共同利用ミルキングパーラー
 - d 共同利用ウインドレス鶏舎
 - e 放牧利用施設
 - f 共同利用畜舎と一体的に整備する設備
 - g 共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設
 - h 飼料作物作付条件整備、家畜放牧等条件整備及び水田飼料作物作付条件整備と 一体的に整備する牛舎等
- (イ)(ア)のaからdまでの施設整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分(柱、梁)について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする
- (ウ)(ア)のaからdまで並びにf及びgに係る条件整備について、事業実施地域は、 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年第182号。以下「酪肉振興法」 という。)第2条の4第1項の規定に基づく計画(以下「市町村計画」という。) を作成した市町村の区域内(作成が確実な市町村の区域内を含む)とする。
- (エ)(ア)のaからdまでの施設については、施設の管理について次の条件を満たす ものとする。
 - a 当該施設は、次の条件を満たしている場合は、1施設用地(地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。) を2棟以上に分けて整備することができるものとする。
 - (a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面積、収容頭数等)は、原則として同一であること。
 - (b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。
 - (c)事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が 図られること。
 - b 当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接 して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な 場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備す

ることは差し支えないものとする。

c 畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経 営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

(a)場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、 地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっ ては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができ るものとする。

(b)規模

管理舎 1 棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。 面積 = 40㎡(共用部分) + 10㎡(管理人 1 人当た専用部分) × 管理人等 人数

の共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の 飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。

- (オ)(ア)のaの「共同利用畜舎」においては、次のとおりとする。
 - a 当該施設は、肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システム の実践・普及のためのものであること。
 - b 当該施設をaの目的に用いるには、次の条件を満たすこととする。
 - (a) このメニューでいう新生産システムとは、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善(生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等)がなされるものをいうこととする。
 - (b)要綱別表第1-2の事業実施主体の欄の8の「その他農業者の組織する団体」 以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸付て飼養管理 技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとす る。

当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。

事業実施主体は、新生産システムをモデル的に実践させること(以下「モデル実践活動」という。)を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸付るものとする。

事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。

- (カ)(ア)のbの「共同利用フリーストール牛舎」及びcの「共同利用ミルキングパーラー」においては、以下のとおりとする。
 - a 当該施設は、新生産システムの実践・普及のためのものであること。
 - b 当該施設をaの目的に用いるに当たっては、(オ)のbに準じるものとする。

- (キ)(ア)のdの「共同利用ウインドレス鶏舎」においては、以下のとおりとする。
 - a 対象となる施設は、閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。
 - b 事業実施主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合若しく はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の 過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及 びその他農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。
 - c その他、(オ)のbに準じるものとする。ただし、(オ)のbの(b)の に規 定するモデル実践活動を行う畜産経営は3戸以上で構成されるものとする。
- (ク)(ア)のfの「共同利用畜舎と一体的に整備する設備」については、以下のとおりとする。
 - a (ア)のaからdの施設と合わせて措置するものとする。
 - b 対象となる設備は、生産行程に直接に関わり、かつ、共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか若しくは共同利用畜舎等で行われる 生産行程のあり方の本質に関わるものとする。
 - c bの規定に関わらず、生産物を一時的に保管する設備については対象としない ものとする。
- (ケ)(ア)のgの「共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設」に ついては、以下のとおりとする。
 - a (ア)のaからdの施設と合わせて措置するものとする。
 - b この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水((ア) の c に係るものを含む)について適切な処理が行われるよう特に留意する。
- (コ)(ア)のhの「飼料作物作付、放牧利用条件整備及び水田飼料作物作付条件整備 と一体的に整備する牛舎等」については、以下のとおりとする。
 - a この施設に係る事業の実施に当たっての、施設の管理等については、(エ) に準じて行うものとする。
 - b 家畜放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。

工 飼料作物関連施設

- (ア)飼料作物関連施設については、次のものが行えるものとする。
 - a 混合飼料調製・供給施設(施設用地の造成整備を含む。以下 b からi までに同じ。)
 - b 混合飼料貯蔵・保管庫
 - c 飼料作物収穫調製貯蔵施設
 - d 単味飼料貯蔵施設
 - e 地域未利用資源調製貯蔵施設
 - f 家畜排せつ物処理施設
 - g 飼料生産・調製・保管施設
 - h 農機具格納庫

- j 飼料給与設計用電算施設(自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。)
- i 管理棟
- (イ)(ア)のaの「混合飼料調製・供給施設」及び同bの「混合飼料貯蔵・保管庫」 においては、混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利 用計画を作成するものとする。
- (ウ)この施設に係る事業の実施に当たっての、施設の管理等については、ウの(エ) に準じて行うものとする。

才 飼料化施設

- (ア)飼料化施設については次のものが行えるものとする。
 - a 加工利用施設(分別及び収集施設、原料保管施設、製品保管施設、クッカー、 調製装置、乾燥装置、加熱殺菌装置等)
 - b 公害防止施設
 - c 附帯施設
- (イ)(ア)のaにおいては、原則として、飼料化施設(経営主体)と原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
- 力 搾乳関連排水処理施設
- (ア) 搾乳関連排水処理施設については次のものが行えるものとする。
 - a 浄化処理施設
 - b 醗酵処理施設
 - c 家畜ふん尿の処理利用に係る機械
 - d aからcまでの附帯施設
- (イ) 搾乳関連排水処理施設は、これを利用する農業者、農業生産法人、農事組合 法人、農業協同組合、許可団体の委託を受けて整備できるものとする。
- キ 家畜改良増殖関連施設整備
- (ア)家畜改良増殖関連施設については、次の施設を整備できるものとする。
 - a 受精卵処理、採卵及び移植室
 - b 人工授精処理施設
 - c その他家畜の改良増殖のために必要な機械器具
- ク実証展示用繁殖雌牛の整備
- (ア)実証展示用肉専用繁殖雌牛は、事業実施主体が買い入れ、ウの(ア)のaの共同利用畜舎を利用する者に貸し付ける場合に整備するものとし、その基準は次に掲げるものとする。
 - a おおむね8ヶ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。
 - b 家畜の貸付期間 家畜の貸付期間は、原則として、5年以内とする。
 - c 繁殖雌牛の貸付契約

事業実施主体は、肉専用種繁殖雌牛の貸付に当たっては、貸付規程を整備し、かつ生産者等との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

(イ)助成対象限度額等

要綱別表第1-2の補助率の欄のだだし書(3)の生産局長が別に定める場合の補助額及び補助率は、整備する実証展示用繁殖雌牛1頭当たり350,000円及び事業費の2分の1を限度額とする。なお、事業費には、肉専用種繁殖雌牛の子牛の価格及び購入に要する諸経費を含むものとする。

8 家畜排せつ物利活用施設の整備

(1)一般基準

整備には、既存の家畜排せつ物等利活用施設における、事業の目的を達するために必要な増設及び高度化を含むものとする。

(2)個別事項

ア 家畜排せつ物等利活用施設は、事業の目的を達するために必要な次の施設とする。

- (ア)たい肥化施設
- (イ)炭化施設
- (ウ)液肥化施設
- (エ)たい肥等成分調整・混合・成型施設
- (オ)原料保管・調整施設
- (カ)製品保管・調整施設
- (キ)たい肥等流通促進施設
- (ク)脱臭施設
- (ケ)浄化施設
- (コ)エネルギー供給施設
- (サ)(ア)から(コ)までの附帯施設
- イ アの(オ)の「原料保管・調整施設」及び(カ)の「製品保管・調整施設は、事業」の目的を達するために必要な場合にあっては、これを他の家畜排せつ物等利活用施設とは別の場所に整備できるものとする。この場合において、当該施設の設置及び管理については、次に掲げる(ア)から(エ)までの条件を満たすものとする。
- (ア)家畜排せつ物等やたい肥等を運搬する距離、量等を総合的に判断し、当該附帯施設の設置場所、設置数、施設規模等が家畜排せつ物処理施設と均衡していなければならない。
- (イ) 当該附帯施設は、事業実施主体が所有するものでなければならない。
- (ウ)事業実施主体は、当該附帯施設の貸付期間、利用料金、保守管理等についての 規程を定め、この規程に基づき事業参加者に当該附帯施設を貸与することができ るものとする。
- (エ)事業実施主体は、当該附帯施設の管理が事業目的に沿って適切に管理運営され、 家畜排せつ物処理施設と一体的かつ有効に利用されるよう事業参加者を指導する ものとする。
- ウ アの(キ)のたい肥等流通促進施設は、たい肥等の大型バッグ等による広域流通

の促進を図るための施設とする

- エ アの(コ)の「エネルギー供給施設」は、同(イ)の「炭化施設」における家畜 排せつ物等の処理過程で発生するガス、熱等を活用して発電又は熱供給を行う施設 とする。
- オ アの(サ)の附帯施設は、事業の目的を達するために必要な施設とし、(ア)から (コ)までの施設と一体的に整備するものとする。
- 9 乳温等管理施設乳温等管理装置

乳温等管理施設乳温等管理装置として次の装置を整備できるものとする。

- (1)乳温管理装置
- (2)異常監視装置
- (3)その他乳温等管理のために必要な装置
- (4)(1)から(3)までの附帯装置
- 10 共同利用機械整備

要綱別表第1-2の事業内容欄の共同利用機械整備については、次のとおりとする。

(1)一般基準

- ア 共同利用機械の格納庫については、「農業機械施設の補助対象範囲の基準について」 (昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、 畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)の記の1のなお書きの規定により、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。 この場合、補助対象に係る床面積規模は、補助対象機械の大きさ及び台数からみて 合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間 及び設置空間が適正に確保されているものとする。
- イ 共同利用機械整備に当たっては、必要に応じてオペレーターの養成、生産の組織 化、作業受委託の促進等の対策を講ずること等により、効率的な利用となるよう配 属するものとする。
- ウ 事業の実施に当たっては、今後の農作物生産の機械化を推進する観点から、農林 水産省に設置された「栽培様式標準化推進会議」で決定された「機械化のための標 準的栽培様式」の活用に努めるものとする。
- エ 無人ヘリコプターについては、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知)によるものとし、事業実施主体は、同通知第7の(1)に定める者を1人以上擁するものとする。

なお、事業実施主体等は、本対策の各事業の事業目的に沿って、同通知第9の(1) の研修等によって操作要員の技術向上を図ることができるものとする。

(2)共同利用機械の整備に当たっては、基盤強化法第4条第2項に規定する法人(以下 「農地保有合理化法人」という。)が補助対象となる機械について整備し、当該機械を 利用する者(以下「利用者」という。)にリースすることができるものとする。ただし、「企業等農業参入支援加速リース促進事業実施要綱」(平成19年3月30日付け18経営第7814号農林水産事務次官依命通知)に定める特定機械施設導入タイプと一体的に実施する場合に限り、かつ、次の要件を満たすものであるものとする。

- ア 補助対象となる共同利用機械は、補助率が2分の1以内のものに限る。また、農 地の利用集積による経営面積の規模拡大等に直接関連する共同利用機械とすること。
- イ 目標年次における受益地の面積が事業開始時の受益地の面積よりおおむね1割以 上増加すること。
- ウ 利用者は、新規就農者、認定農業者及び認定志向農業者(基盤強化法第12条第1項の規定に基づく市町村の認定を受けようとする者。)となることが見込まれる者であること。
- エ 受益戸数は、原則として、3戸以上であること。
- オ リース料は、事業実施主体負担額(事業費 補助金) / リース期間 + 年間管理費 以下であること。

別表1(技術革新波及対策事業のうち国提案型に係る成果目標一覧)

| 国提案型 | | |
|---------------------------------|------|--|
| 事業名 | 目標 | 達成すべき成果目標の基準 |
| 先進的総合生産工程管理体制構築事業 | 品質向上 | 推進事業及び整備事業については、以下のいずれか1つを選択する。 農産物処理加工施設又は畜産物処理加工施設を整備する場合にあっては、事業対象の農畜産加工品の出荷量又は出荷額のうち、生産から加工まで一貫した生産工程管理を実施している割合が50%以上に掲げる施設以外の施設を整備する場合にあっては、事業対象の農畜産物の出荷量又は出荷額のうち、生産から集出荷まで一貫した生産工程管理を実施している割合が50%以上団体推進事業(GAP取組支援データベースの作成)については以下の通りとする。・データベース公開システムの年間情報提供数が1000以上。 |
| 次世代大規模経営管理システム実用化事業 | 品質向上 | ・品質分析(米の食味値等(米の内部分析について2種類以上の指標を分析)結果が以下のいずれか2項目を満たすこと。) 食味値の3ポイント向上 タンパク質(%)の0.1ポイント低下 アミロース値(%)の0.1ポイント低下 その他上記と同程度の品質向上 |
| 麦の穂発芽リ スク制御モデ ル産地形成事 業 | | 以下のいずれか1つを選択する。 契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合を上回る。 契約生産奨励金のC及びDランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合未満事業実施地区における麦の作付面積のうち、新品種(注)の占める割合が2%以上増加(注)平成11年以降に育成された品種タンパク質含有量等の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の割合が50%以上 |
| さとうきび害 虫に対する新 防除系導入事 業 | | 以下のいずれか1つを選択する。 単収を10%以上増加 株出栽培の割合を収穫面積に対して5%以 上増加 |

| | | 株出栽培における不萌芽率を25%以上削減 |
|----------------------------|-------------------------|---|
| 高品質かんき つ等安定生産 技術導入事業 | 1 | 全出荷量に占める秀品以上の割合を10%以上 増加 |
| 施設園芸脱石 油イノベーション推進事業 | 生産性向上 | 施設園芸における単位面積当たりの石油使用量を50%以上削減 |
| | 輸入急増農産物における 国産シェアの奪回 | |
| 野菜低コスト 供給パートナ ーシップ確立 | | 加工・業務用野菜の生産・流通コストを20% 以上削減 |
| 事業 | 輸入急増農産物における 国産シェアの奪回 | |
| 地産地消モデルタウン事業 | 需要に応じた生産量の確 保 | 地域全体で地産地消に取り組む「地産地消 モデルタウン構想」の実現に向けた取組の場 合 |
| | | 事業実施地区内で生産された事業対象の農畜産物について、事業実施地区の同一都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額を10%以上増加 |
| | | 高齢・小規模農家が活躍できるモデル的な 取組の場合 事業実施地区における高齢・小規模農家の 直売所等への出荷額又は出荷量を10%以上増加 直売所等を新たに設置する場合にあっては、 高齢・小規模農家の現在の総出荷量又は出荷 額を10%以上増加 |
| | | 「高齢・小規模農家」とは、65歳以上又は 女性であって直売所等へ出荷する生産者及び 経営耕地面積が、1.3ha(全国平均)未満の直 売所等へ出荷する生産者とする。 ただし、必要に応じて地域で小規模とみら れる経営規模の直売所等へ出荷する生産者を 対象とすることができる。 |
| 高機能たい肥 活用エコ農業 支援事業 | 農畜産業の環境保全 | 高機能たい肥生産地域からエコ農業実施地域 への年間のたい肥供給量を200トン以上増加 |
| 肉用牛振興を 核とした地域 畜産新生シス | | 生産コストを7%以上削減 |

| テム構築事業 | |
|---------------------------------|------------------------|
| カドミウム吸 収抑制対策技 術普及推進事 業 | 実証地区で土壌カドミウム濃度を15%以上削減 |

整備事業の実施における満たすべき事項

事項

- 1 既存の機械・施設(以下、「施設等」という。)の利用状況、個人による選別・出 荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
- 3 施設等への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整により、特定の日時に集中することのないよう検討されていること。
- 4 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面 積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であ ること。
- 5 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等か ら見て妥当であること。
- 6 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積 立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
- 7 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。ま た、総会等で合意を得ていること。
- 8 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精 度等が適正であること。
- 9 投資効率(費用対効果)の算出プロセス、根拠が適切であること。また、1.0以 上であること。
- 10 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
- 11 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
- 12 附帯施設について、不要なものがないこと。
- 13 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
- 14 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
- 15 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
- 16 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十 分な取組がされていること。
- 17 適正な収支計画となっていること(支出については、施設の維持・運営に必要な 経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等 を勘案した適正な水準に設定されていること。)。
- 18 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。

- 19 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
- 20 有機物処理利用施設又は農業廃棄物処理施設その他騒音、悪臭等発生施設を建設するに当たり周辺住民等との合意の形成がなされていること。
- 21 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は認可等の見込みがあること。
- 22 施行方法の選択が適切になされていること。
- 23 入札の方法に関する知識を有していること。
- 24 事業実施体制が、十分なものとなっていること。
- 25 地元関係者との合意形成が図られていること。
- 26 その他、法律に定める基準等が満たされていること。

別表3(推進事業、団体推進事業における支出対象費目)

| 費目 | 細目 | 内 容 | 注意点 |
|-----------------------------|-------|--|--|
| 備品費 (団体推進 事業に限 る。) | | 事業を実施するために直接 必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを 行うことが困難な場合に限る。 | 取得単価が50万円以上の機械 及び器具については、見積書 (原則3社以上、該当する設 備備品が1社しか扱っていな い場合は除く。)やカタログ 等を添付すること |
| 事業費 | 会場借料 | 事業を実施するために直接 必要な会議等を開催する場合 の会場費として支払われる経 費 | |
| | 通信運搬費 | 事業を実施するために直接 必要な郵便代、運送代の経費 | 切手は物品受払簿で管理す ること |
| | 借上費 | 事業を実施するために直接 必要な実験機器、事務機器、 ほ場等の借り上げ経費 | |
| | 印刷製本費 | 事業を実施するために直接 必要な資料等の印刷費の経費 | |
| | 資料購入費 | 事業を実施するために直接 必要な図書、参考文献の経費 | |
| | 原材料費 | 事業を実施するために直接 必要な試作品の開発や試験等 に必要な材料の経費 | 原材料は物品受払簿で管理 すること |
| | 消耗品費 | 事業を実施するために直接 必要な以下の経費 | 消耗品は物品受払簿で管理 すること |
| | | ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-RW等の少額な記録媒体・試験等に用いる少額な器具等 | |
| 旅費 | 委員旅費 | 事業を実施するために直接 | |

| | | 必要な会議の出席または技術 指導等を行うための旅費とし て、依頼した専門家に支払う 経費 | |
|-----------------------|------|---|--|
| | 調査旅費 | 事業を実施するために直接 必要な事業実施主体が行う資 料収集、各種調査、打合せ、 成果発表等の実施に必要な経 費 | |
| 謝金 | | 事業を実施するために直接 必要な資料整理、補助、専門 的知識の提供、資料の収集等 について協力を得た人に対す る謝礼に必要な経費 | ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体に従事する者 に対する謝金は認めない。 |
| 賃金 (団体推進 事業に限る) | | 事業を実施するために直接 必要な業務を目的として、本 事業を実施する民間団体が雇 用した者に対して支払う実働 に応じた対価(日給又は時間 給)の経費 | ・雇用通知書等により本事業 にて雇用したことを明らかに すること ・補助事業従事者別の出勤簿 及び作業日誌を整備すること |
| 委託費 | | 本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(応募団体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費 | ・委託を行うに当たっとが発言者に委託することが発言を行うに当たったが発言を行うに当たることが発言を行うのは、対策を行うのでは、対策をのいるができるのができるができるができるができるができるができるができるが、は、本ののは、大統一のは、大統一のは、大統一のは、大統一のは、大統一のは、大統一のは、大統一のは、大統一のは、大統一の、大統一の、大統一、大統一、大統一、大統一、大統一、大統一、大統一、大統一、大統一、大統一 |
| 役務費 | | 事業を実施するために直接 必要かつ、それだけでは本事 業の成果とは成り立たない分 析、試験、加工等を専ら行う 経費 | |

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 支払いが翌年度となるもの

3 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル